



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

昭和62年10月6日 火曜日 第6070号

目次

告示

- 保険医療機関及び保険薬局並びに療養取扱機関の廃止 785
- 県立自然公園の公園計画の一部変更 785
- 県立自然公園の公園事業の一部決定 785
- 肥料の登録 786
- 土地改良区の定款変更の認可 786
- 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧 786
- 公有水面埋立免許の出願 786

公告

- 技能検定の合格者 788

告示

○愛媛県告示第1212号

次に掲げる保険医療機関及び保険薬局並びに療養取扱機関は、廃止により保険医療機関及び保険薬局並びに療養取扱機関でなくなった。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

名称	所在地	失効年月日
井上医院	伊予三島市中央四丁目4の4	昭和62.4.13
木村医院	伊予市灘町151	昭和62.1.25
三宅医院	北条市大字別府1512	昭和61.10.26
平田医院	北宇和郡吉田町大字魚棚30番地の5	昭和60.9.13
中浜医院	北宇和郡吉田町大字奥浦2794	昭和60.9.1
トキワ薬局	今治市常盤町六丁目	昭和60.8.24

○愛媛県告示第1213号

愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第6条第1項の規定に基づき、奥道後玉川県

立自然公園に関する公園計画の一部を変更したので、同条例第7条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、愛媛県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え付けて供覧する。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

1 次の道路を削除する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
3	水ヶ峠高縄線	起点—松山市大字湯山の内字米野々地内 終点—北条市米之野字高縄地内	高縄山 北三方ヶ森 水ヶ峠
4	榑原登山線	起点—越智郡玉川町大字木地字上成地内 終点—越智郡玉川町大字龍岡上字イノコ谷地内	榑原山

2 次の道路を追加する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
6	四国自然歩道線	起点—北条市(大月山・県立自然公園境界) 終点—越智郡玉川町(仏ヶ峠・県立自然公園境界)	高縄山 北三方ヶ森 水ヶ峠 榑原山

○愛媛県告示第1214号

愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第6条第1項の規定に基づき、奥道後玉川県

立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、愛媛県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え付けて供覧する。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

公園事業の名称	区 間
四国自然歩道線	起点—北条市(大月山・県立)

道路(歩道)	自然公園境界) 終点—越智郡玉川町(仏ヶ峠 ・県立自然公園境界)
--------	--

○愛媛県告示第1215号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
昭和62年10月6日	愛媛県第1204号	副産石灰肥料	東陽粒状苦土珪鉄	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 2.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 高知県高知市上町一丁目4番26号
昭和62年10月6日	愛媛県第1205号	副産石灰肥料	東陽粒状ミネラルA	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 2.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 高知県高知市上町一丁目4番26号

○愛媛県告示第1216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、東予市周布開田土地改良区の定款の変更を認可した。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

○愛媛県告示第1217号

野村町から認可申請のあつた町営土地改良事業(団体営農地開発事業・大野ヶ原地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 土地改良事業変更計画書

(2) 条例

- 2 縦覧期間
昭和62年10月7日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第1218号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があつた。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、愛媛県松山地方局建設部及び中島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

昭和62年10月6日

愛媛県知事 伊賀貞雪

- 1 出願人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所